

2017年12月20日  
株式会社千葉銀行

### 個人情報の利用目的の改定について

株式会社千葉銀行（以下、「当行」といいます。）は、個人情報保護法第15条第2項および第18条第3項を踏まえ、当行における個人番号及び個人番号をその内容に含む個人情報である特定個人情報（以下、個人番号と特定個人情報を「特定個人情報等」といいます。）の利用目的を、下記のとおり変更（追加）いたします。

#### 記

変更（追加）点は下線部のとおりです。

（特定個人情報等の利用目的について）

1. 金融商品取引に関する法定書類作成事務のため
2. 生命保険契約等に関する法定書類作成事務のため
3. 損害保険契約等に関する法定書類作成事務のため
4. 信託業務または併營業務に関する法定書類作成事務のため
5. 金地金等取引に関する法定書類作成事務のため
6. 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
7. 国外送金等取引に関する法定書類作成事務のため
8. 法令により個人番号の記載が必要な法定書類作成事務のため
9. 預貯金口座付番に関する事務のため
10. その他1から9に関連する事務のため

（変更日）

2018年1月1日

以上